

葛飾区議会議員 各位

職員の懲戒処分について

地方公務員法に基づき、令和7年7月29日及び30日に職員（計5名）の懲戒処分を行いましたので、次のとおりご報告いたします。プレス公表は8月1日の予定です。

被処分者①

- ① 〈1〉 所属：地域振興部戸籍住民課 〈2〉 職層：主事 〈3〉 職種：事務
〈4〉 性別：男性 〈5〉 年齢：24歳

（事件概要）

被処分者は、令和6年7月から8月にかけて、金町区民事務所において勤務中に区民から徴収した各種保険料及び税金、約140万円を窃取した。令和7年6月初旬に警察に逮捕された後、このことを認めた。現在、起訴には至っていない。

なお、窃取した約140万円はすでに区に返還された。

（処分内容）「免職」

地方公務員法第29条第1項第1号（法令等違反）、第2号（職務上の義務違反又は職務懈怠）及び同項第3号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行）の懲戒事由に該当する。

なお、管理監督責任について上司の処分・注意も行っている。

被処分者②～⑤

- ② 〈1〉 所属：児童相談部 〈2〉 職層：副参事 〈3〉 職種：事務
〈4〉 性別：男性 〈5〉 年齢：40代
期間：令和5年7月～令和6年9月 過大受給額：53,140円
- ③ 〈1〉 所属：環境部清掃事務所 〈2〉 職層：主事 〈3〉 職種：技能
〈4〉 性別：男性 〈5〉 年齢：50代
期間：令和3年4月～令和6年9月 過大受給額：173,250円
- ④ 〈1〉 所属：子育て支援部保育課 〈2〉 職層：主事 〈3〉 職種：福祉
〈4〉 性別：女性 〈5〉 年齢：50代
期間：令和元年7月～令和6年9月 過大受給額：161,200円
- ⑤ 〈1〉 所属：都市整備部都市計画課 〈2〉 職層：主事 〈3〉 職種：事務
〈4〉 性別：男性 〈5〉 年齢：60代
期間：令和6年1月～令和6年12月 過大受給額：56,580円

(事件概要)

被処分者たちは、昨年度下半期の通勤手当支給に際し、職員の通勤状況について一斉調査した中で不適正な受給が発覚したものである。この者たちを含めた22名の職員に不適正受給が確認され、その総額は約105万円であった。

なお、不適正受給した通勤手当はすべて区に返還されている。

(処分内容) ②～⑤の4名はいずれも「戒告」

地方公務員法第29条第1項第1号(法令等違反)及び同項第3号(全体の奉仕者たるにふさわしくない非行)の懲戒事由に該当する。

なお、この者たち以外にも不適正受給のあった18名の職員については、状況や経緯からいずれも文書または口頭による注意指導を行った。